

長建協発第17号
平成26年4月4日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県土木部発注の類似工事の取り扱いの運用の改正について
及び土木部所管建設工事抽選型指名競争入札の適用の廃止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

土木部所管建設工事抽選型指名競争入札は、同一箇所でも複数の同種工事を発注する場合に談合防止等を目的として、平成14年4月から試行されておりますが、電子入札が平成24年1月より全ての競争入札において実施され談合防止にも有効な手段となっていることから、紙入札である抽選型指名競争入札の適用が廃止されることとなりました。

このため、今後、同一箇所でも複数の同種工事を発注する場合は、抽選型指名競争入札の適用は行わず、別に定める「類似工事における受注機会拡大の運用について」を適用することとなりました。

つきましては、標記について、別添のとおり別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、平成14年3月29日付け13監第536号「長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行実施要綱」及び平成22年4月30日付け22建企第78号「複数の類似工事における請負業者の受注機会の拡大について」は、本通知をもって廃止となります。